

第一百五号議案

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例（昭和三十五年東京都条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の種類」を「の種目」に改め、同項の表を次のように改める。

種目	額
鉄道賃	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の規定により職員（同条例に規定する指定職職員を除く。）に支給する額に相当する額
船賃	
航空賃	
その他の交通費	
宿泊費	
包括宿泊費	
宿泊手当	

附 則

日当 一日につき一〇、〇〇〇円

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

警察参考人等の費用弁償に係る規定を改める必要がある。